山ＬＰ協第５５号
平成３０年6月１８日

各　　位

(一社)山口県ＬＰガス協会
会　長　服　部　典　之
(印略)

ＬＰガス事業者賠償責任保険制度の契約更新について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、標記、「ＬＰガス事業者賠償責任保険制度」の契約更改が本年１０月１日となっております。

つきましては、別添のとおり、平成３０年度加入のご案内及び加入依頼書をお届けします。

申し込み期限は平成３０年８月３日（金）までとなっておりますので、期限までに早目に申し込まれますようお願いします。

なお、保険の加入に当たっては、販売トン数・充てんトン数・配送トン数等について適正な数量を記入されるとともに、タイプについては、「Ｃタイプ」(高額補償)への積極的な加入をお願いします。

個人情報漏えい賠償特約についてはすべての事業者に対して、個人情報保護法が適用されます。小規模事業者（保有する個人情報が5,000人以下の企業）は、法改正前は適用対象外でしたが、法改正により個人情報保護法の適用対象となり、各種義務が生じますので、積極的な加入をお願いします。

また、ＬＰガススタンド保険・スタンドオプション内にある「**労働災害総合保険（法定外補償保険）**」を特約化して、**販売事業者、認定保安機関、ガススタンド事業者の皆様全てが加入することができます。**また、法定外補償に加えて「**使用者賠償責任**」も補償の対象とすることができます。労災補償の高額化や訴訟の多発傾向の中で積極的な検討をお願いします。

その他ＬＰガス業務以外の事業活動（小売・建設業等の兼業事業）について生じる対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償する**総合賠償特約**も取り扱っています。詳しくは別添のパンフレットをご参照ください。

併せて、病気やケガで仕事ができなくなったときに所得を補償する全Ｌ協給与サポート制度（旧「ＬＰ協会休業補償制度」）も引き続いて実施されますので、ご加入の希望がございましたら、大変お手数ですが県協会までご連絡をお願いいたします。

この全Ｌ協給与サポート制度につきましては、加入ご希望の事業者様のみに必要部数の申込書（加入依頼書）を送付いたします。

なお、この全Ｌ協給与サポート制度に現在ご加入の皆様には、東京海上日動

火災保険㈱より、８月上中旬頃、継続案内（継続確認と、新たに追加される方の募集、変更等の受付）が直接個々に郵送されることとなっております。

おって、ＬＰガス事業者賠償責任保険につきましては、平成３０年度加入のご案内をご覧いただき、手続きに誤りのないように下記にご留意の上お申し込み下さい。

記

１．**申込み期限　　平成３０年８月３日（金）（期日厳守）**

２．申込み方法

一般社団法人全国ＬＰガス協会あての加入依頼書（別添）に必要事項を記入の上、（一社）山口県ＬＰガス協会へ送付して下さい。

保険料および付保証明料の送金は、次のいずれかによって納付して下さい。

イ　直接現金を持参される場合は、加入依頼書を同時に提出する。

ロ　別添の郵便局の払込用紙により送金し、加入依頼書を別送する。
なお、払込用紙の通信欄に賠償保険（付保証明料を含む）及びＬＰライフの金額を記入すること。
口座名　　一般社団法人山口県ＬＰガス協会
口座番号　０１５６０-４-１３６１７

ハ　現金書留（加入依頼書を同封すること。）による送金

ニ　銀行振込みをする場合は、次の預金口座に振り込み、加入依頼書を別送する。
山口銀行　山口支店
口座名　一般社団法人山口県ＬＰガス協会
口座番号　普通５８２５９
西京銀行　山口支店
口座名　一般社団法人山口県ＬＰガス協会　保険事業
口座番号　普通０２８４６７０

３．保険料等

(1)　平成３０年度加入のご案内を御覧下さい。販売トン数等を正しく申告しないと、保険金が支払われないことがありますので、正確に記入して下さい。

(2)　**総合賠償特約の基本補償部分、ＬＰガス販売事業者、ＬＰガススタンド基本プラン、ＬＰガス配送事業者、ＬＰガス受託認定保安機関、個人情報漏えい賠償特約に係る各保険の免責金額（自己負担額）は「０円」（免責金額なし）**ですので、**小額の損害賠償金を請求**することができま

す。ただし、ＬＰガススタンドオプションプランについては、免責金額に変更はありません。**事故の大型化と賠償水準の高額化に対処して、高額タイプに加入されるようお奨めします。**

４.省、局、所管事業所について

経済産業省、経済産業局所管の事業者は本社一括方式ですので、本社事業所の属する県のＬＰガス協会に手続きして下さい。

５.簡易ガス事業所について

保険加入依頼書に記載の販売所毎に所定の簡易ガス事業者付表を添付して下さい。

６.加入依頼書記入上の注意事項

(1)　平成３０年度加入のご案内の４０頁から５６頁の賠償責任保険加入依頼書記載例を参照して下さい。

(2)　平成２９年１０月以降に新規の登録を受けた販売事業者、または販売所増設に伴い新たに設置された販売所は、新規加入の手続きとなりますので、別添のＬＰガス販売事業者賠償責任保険加入依頼書に所定事項を記入のうえ提出して下さい。

個人情報の取扱いについて

今回の保険の申込みにあたり、頂いた個人情報は、次の利用目的のために利用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

① 保険の申込者の管理のため
② 保険の支払いが生じた場合の連絡先
③ 各種統計のデータの利用
④ 共済金の支払いの確認のため
⑤ 協会会費の算定のため